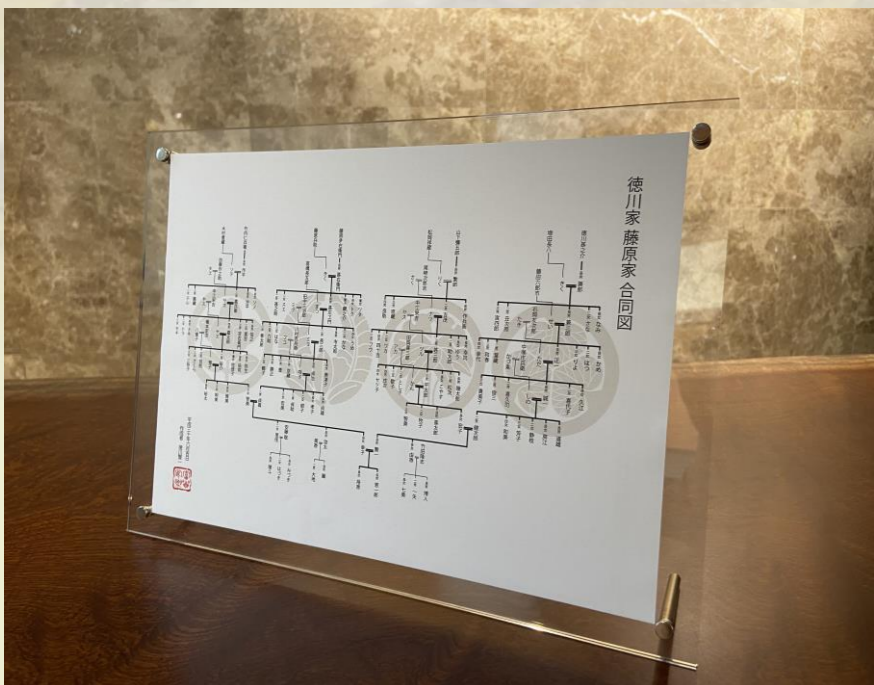


絆 家系図 「絆 (きずな)」



家系図を身近に置くと、自分へ命を繋いできてくれたご先祖様への感謝の気持ちが自然と深まります。それは、ご先祖様のお名前と向き合うことで、あらためて自分の存在意義も見えてくるからです。

弊社は戸籍謄本から家系図を作成いたします。ですからTV番組のファミリーヒストリーのようにご先祖様のご活躍の詳細までお調べすることはできません。

相続法務グループ

2021年 初夏号

のりのり通信

不動産・相続の真の情報をお届けします



【徳を積む】

以前 上杉家の家系図を拝見する機会をいただきました。

国宝にも指定されるような貴重な歴史的遺産を見て、身近に何百年もの歴史を刻んでおられる家系がいらっしゃる事に感銘を受けました。上杉家は、上杉謙信や上杉鷹山などの偉人を輩出されています。

その家系が繋がれてきた由縁は、徳を積むという事ではないかと思うのです。

上杉家の約800年の歴史の中で、家系が断絶しそうになった事は何度もあったそうです。

江戸時代初期には藩の配置替えをさせられ、米沢という僻地に追いやられた事もあるそうです。ただ、上杉家が絶える事なく継承出来たのは、家臣を含めた周りの人の力にあったと言います。

では何故周りの人が助けてくれたのか？

それは上杉家が常に周りの人を助けていたからです。

上杉家に助けられた人達の子孫が、上杉家のピンチの時には援助をする。

先代が受けた恩をきちんと次の世代が覚えている。

そしてその後恩返しをする。

この善循環を産み出すのは、最初に徳を積んでいった人がいたという事です。

今この日本という豊かな国でいられる事も、多くの先代の徳があってこそです。

そのご恩をきちんと返すこと。

自分が徳を積んでいると自負していることでも、実は先代のご恩を返しているに過ぎず、貸借対照表では、まだ借方の方が高い状態のような気がします。

一生涯かけて、このご恩を返し切れるかどうか。そんな心持ちが、実は自分をも豊かにしてくれているような気がします。全てに感謝ですね。

令和3年5月吉日

相続法務グループ 代表司法書士 門脇 紀彦

だからこそ、できるかぎり戸籍の調査過程をお客様と情報共有しております。そうすることで今まで語り継がれてきたこと以外の新事実や、意外な関係性の発見などもあります。

そのプロセスもお客様に楽しんでいただきながら、完成した家系図を感慨深いと喜んでいただけることをありがたく感じています。

家系図セミナーも開催しております。お気軽にお問い合わせください。 担当：村上

家系図「絆」についての詳細はWebサイトをご覧ください。
また、資料を無料にてお送りいたします。 詳しくは



Inheritance Legal Group
相続法務グループ

司法書士法人 相続法務
株式会社相続不動産コンシェルジュ
株式会社絆コーポレーション

東京都世田谷区祖師谷3-4-7
伊地智ビル

☎ 03-5429-1096

Email contact@nk-js.net

Web https://ilg.jp/





代表取締役 岸 伸明

●相続登記義務化の法案が成立！！

前回お伝えしていました、民法不動産登記法の改正法案が成立しました！改正法は2024年から施行される予定です。いよいよ相続登記が義務化されますね。とは言え、相続登記をするには、故人の戸籍を出生まで遡って集めたり、遺産分割協議書を作成しなければならず手続きとしては難しいケースも多いです。そこで、手続きの負担を減らすために色々な負担軽減策も新設される予定です。

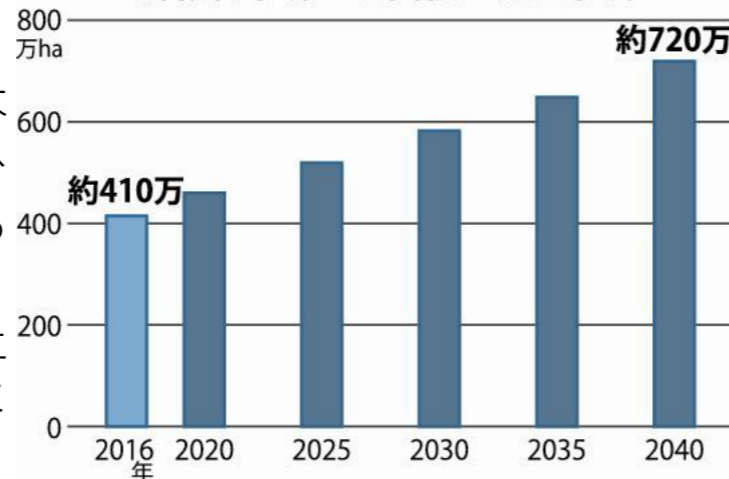
①相続人申告登記の新設

従来の相続登記より簡略で、申告人自身が法務局へ法定相続人である旨を申し出る手続きになるようです。申し出により法務局がその旨を登記することにより、相続登記の義務を簡単に履行できるようになります。

②相続登記の印紙代の負担軽減策の導入（予定）

相続登記を行う際、印紙代を納める必要がありますが都市部の不動産や広大な土地の場合、この印紙代が高額になります。今後の税制改正で負担軽減が検討されることになっています。

所有者不明土地面積の発生予測



今回の法改正の発端は九州と同じ面積になると言われている所有者不明土地の問題があります。人口減少や高齢化の進展など様々な背景がありますが一人一人意識と責任を持って取り組んでいく問題と捉え、弊社もグループ一丸となって問題解決に取り組んで参ります。

当事務所にて

あなたのお悩み

解決します



● 不要な土地の国の引き取り制度がスタート！

左のページでご案内した相続登記の義務化が目玉ですが、相続した土地の所有権を放棄して国に引き渡すことができる「国庫帰属」制度も新設されます。売りに売れない土地を持って余す人は少なくないのではないのでしょうか？

新制度は国の承認が下りれば国が不要な不動産を引き取ってくれる制度です。一見所有者不明土地問題の画期的な解決策に見えますが、色々条件が厳しいようです。

具体的には

- (1) 土地に建物があり、更地になっていない
- (2) 抵当権などの権利を設定している
- (3) 道路などに使う予定がある
- (4) 土壌汚染対策法が定める有害物質で汚染されている
- (5) 境界が明らかでなかったり所有権について争いがあったりする

どれかに当てはまれば、そもそも引き取りの承認申請ができないのです。

また、承認が下りても10年分の管理料相当額を負担する必要があるようです。

(国有地の標準的な管理費用10年分として、原野約20万円、市街地の土地約80万円)

弊社でも山林引き取りサービスを提供させて頂いていますが、(5)の境界が明らかではない土地は相当な面積にのぼると予想されます。



不要な山林を手放したい方へ

不動産バンク

山林引き取りサービスのご案内



株式会社相続不動産コンシェルジュ

毎月無料相談会開催中！ 次回は 6月18日（金） 7月16日（金）

お申し込みはホームページもしくは直接お電話にてお願いします。

<https://ilg.jp/> ☎ 03-5429-1096